

平成 31 年 1 月

償却資産税について

①償却資産税の概要

償却資産税とは、固定資産税のうち、償却資産に課せられる市区町村の税金です。毎年 1 月 1 日に所有している償却資産について、個人、法人を問わず 1 月 31 日までに申告しなければなりません。

課税対象となる償却資産とは、事業用の固定資産で、法人税法や所得税法で減価償却費が損金または必要経費に算入されるものです（土地や家屋、車両などは課税対象になりません）。

償却資産税の税率は市町村により異なりますが、秋田市の場合は、1.6%です。所有している事業用の償却資産の課税標準額に 1.6%を乗じた額が償却資産税として課税される仕組みになっています。ただし、課税標準額が 150 万円未満の場合、課税されません。

②申告の対象になるもの

取得価額や中小特例等の適用状況と、申告要否との関係は以下の通りです。注意しなければならないのは、現在使用していない機械（原則として償却資産の帳簿価額の合計額）などについても対象となることです(10万円超30万円未満の償却資産で全額を一括損金算入したものを含みます)。

	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
全額経費計上 (法令 133)	対象外	—	—	—
3 年償却（一括償却資産） (法令 133 の 2)	対象外	対象外	—	—
30 万円未満の特例 (租法 67 の 5)	申告必要	申告必要	申告必要	—
固定資産に計上	申告必要	申告必要	申告必要	申告必要

* 建物付属設備や内部造作等については、家屋と一体か、独立性が強いものか、さらには、自己所有家屋か、賃借家屋（テナント）かで、取扱いが異なる場合がありますので、注意が必要です。各市区町村の「償却資産と家屋の区分表」をご参照下さい。

③課税の対象から除かれるもの

- 自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車等
- 無形減価償却資産（鉱業権、営業権、ソフトウェア等）
- 耐用年数1年未満または取得価額10万円未満のもので損金に算入したもの
- 取得価額20万円未満のもので一括償却資産として3年間で損金または必要経費に算入するもの
- 繰延資産
- ファイナンス・リース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの*所有権移転外ファイナンス・リースの場合は貸主が申告しますので、借主は申告する必要がありません。一方、所有権移転ファイナンス・リースの場合は借主が申告します。一般的には、リース契約は前者が多いため、借主が申告に含めることは少ないと考えますが、判断に迷う場合は貴社担当者にご相談ください。

④圧縮記帳との関係

固定資産の購入に当たって補助金を利用した場合、取得価額を、実際の購入金額から補助金の額を差し引いた金額として処理することを圧縮記帳といいます。圧縮記帳は国税に関してのみ認められるもので、地方税については認められていません。従って、償却資産税については、圧縮前の取得価額で申告する必要があります。

租税特別措置法上の特別償却資産も同様です。

ご質問等ございましたら、当法人の貴社担当者または社員税理士までお問合せください。
(文責：金子)